

## 提出書類について 【1号認定】

提出締切日	令和6年4月からの新規入園	☆市内の認定こども園を利用する場合には、 <b>9月15日(金)～29日(金)までに、各園へ提出してください。</b> ☆他市町村の幼稚園・認定こども園を利用する場合には、 <b>9月15日(金)～29日(金)までに、安中市役所子ども課へ提出してください。</b>
	令和5年度からの継続児童【現況届】 ※教育認定(1号認定)	
	令和6年5月以降入園 (毎月1日)	<b>入園月の前月15日までに、入園を希望する園に提出してください。</b>
	認定区分・時間区分を変更する場合	<b>変更を希望する月の前月15日までに、在籍している園へ提出してください。</b>

- 令和6年度に、新規入園する場合には、以下の書類を第一希望の園に提出してください。
- 令和5年度からの継続児童のうち教育認定(1号認定)を受けて、市内の園に在籍している場合には、在籍している園に現況届として、書類を提出する必要があります。
- 市外の園をご利用の場合には、安中市役所子ども課に書類を提出してください。

※転園を希望する場合には、令和6年度新規入園と同様の手続が必要となります。

各様式は、市のホームページからもダウンロードできます。

市ホームページ > 子育て・教育 > 子育て > 保育園・認定こども園・幼稚園  
> 令和6年度 保育園・幼稚園・認定こども園の入園児を募集します

※提出いただいた書類は、お返しできませんのでご注意ください。

※下記の表で、必要な書類が揃っているか確認し、提出してください。

※不足書類がある場合は、認定ができない場合があります。

## ○幼稚園、認定こども園(教育部分:1号認定)利用の場合

		様式 (入園案内のページ)
A	施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書	28～29ページ
	A' 施設利用者負担額(保育料)減免判定に係る申請欄(下記対象者のみ)	29ページ
	下記添付書類も必要となります	
	①ひとり親家庭(未婚・離婚・死別)	戸籍謄本または福祉医療費受給資格者証の写し ※離婚協議中の場合には、ご相談ください。
	②在宅障害児(者)のいる世帯	障害者手帳等の写し
B	個人番号(マイナンバー)申告書【新規入園のみ】	32～33ページ
	転入者の方 個人番号(マイナンバー)を利用し、情報連携をすることで、転入前の市町村から税情報を取得します。 税情報を取得することができなかった場合には、該当年度の所得課税証明書の提出が必要となります。	
C	子育てのための施設等利用給付認定申請書(認定を希望するまたは既に認定を受けている場合のみ)	48～49ページ
	下記添付書類も必要となります	
	保育の必要性を確認するための書類(3ページのCの一覧表のうち必要な書類)	36～42ページ